

第 39 回岩手県東日本大震災津波復興委員会

(開催日時) 令和 7 年 9 月 22 日 (月) 10:30～12:00

(開催場所) サンセール盛岡 1 階 大ホール

1 開 会

2 議 事

「いわて復興レポート 2025」について

3 報 告

(1) 「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」について

(2) 「いわての学び希望基金」の対象事業等の拡大について

(3) 大船渡市林野火災への対応について

4 その他

5 知事総評

6 閉 会

出席委員

小川智 加藤孔子 河東英宜 黄川田美和 金野訓子 小西英理子 佐々木淳
佐藤信逸 田中宣廣 細江絵梨 本間博 眞瀬智彦 南正昭 山崎義広 谷村邦久
吉田隆介 渡部玲子

出席オブザーバー

工藤大輔 岩崎友一 柳村一 保科太志

欠席委員

渕上清 眞下美紀子

欠席オブザーバー

なし

1 開 会

○北島復興防災部副部長兼復興危機管理室長 定刻となりましたので、ただいまから第 39 回岩手県東日本大震災津波復興委員会を開催いたします。

私は、復興防災部副部長の北島と申します。暫時進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

始めに、出席状況について御報告を申し上げます。本日は委員 19 名中 17 名の委員の皆様に出席をいただいております。全委員の半数以上の出席となっておりますので、岩手県附属機関条例の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

また、今回から新たに委員となった方を御紹介いたします。

岩手県町村会、山田町長、佐藤信逸様でございます。

○佐藤信逸委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○北島復興防災部副部長兼復興危機管理室長 一般社団法人トナリノ事務局長、吉田隆介様でございます。本日はウェブで参加されております。よろしくお願いいたします。

2 議 事

「いわて復興レポート 2025」について

○北島復興防災部副部長兼復興危機管理室長 それでは、これより議事に入りますが、岩手県附属機関条例の規定により、委員長が議長となることとされております。以降の進行を小川委員長にお願いいたします。

○小川智委員長 それでは、次第により会を進めてまいります。

まず、次第2の議事、「いわて復興レポート 2025」について事務局から説明をお願いいたします。

○昆野復興防災部復興推進課総括課長 復興防災部復興推進課の昆野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から「いわて復興レポート 2025」について御説明をさせていただきます。資料1を御覧いただきたいと思います。この資料は、これまでの復興の取組状況とともに、その実績と課題を取りまとめ、毎年1回発行しているものです。資料1として概要版を、そして参考資料としてレポート本体を配付しておりますが、本日は概要版を用いて御説明をさせていただきます。

まず1、事業進捗・県民意識から見た復興の状況ですが、県では毎年復興推進プランの進捗状況を取りまとめているほか、復興についての意識調査を実施しておりますが、その結果の一部を掲載してございます。

(1)、推進プランの進捗状況です。第2期復興推進プランは、令和5年度から8年度までの4年間の計画でありまして、126の指標によって進捗管理を行っております。このうち計画値に対する進捗率が80%以上となった指標は、2年6か月経過した現時点で99指標、78.6%となっております。各指標の一覧と達成状況につきましては、レポート本体の92ページに載せておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、(2)、復興に関する意識調査です。無作為に抽出した5,000人を対象として今年1月に実施した調査によりますと、沿岸部の回答者のうち、復旧・復興が進んでいる、またはやや進んでいると感じる方の割合は、全体から1.2ポイント減少しましたが、7割を超える水準を維持しております。

次に、右の(3)、復興ウォッチャー調査です。こちらは、被災地に居住または就労している151名を対象として、毎年継続的に調査しているものです。被災者の生活の回復度では、回復したと実感している割合が減少しておりますが、回答理由としては、「再建は完了した」、「地域行事が再開した」という声もある一方で、人口減少や物価高騰の課題を挙げる声がありました。地域経済の回復度では、回復したと実感している割合が増加しておりますが、回答理由としまして、交通ネットワークの整備によって、物流や人的交流が拡大したとの声がある一方で、水産業の不振や公共事業の減少を指摘する声がありました。

2ページを御覧ください。これまでの主な取組について、復興の4本の柱ごとに記載し

ています。初めに、安全の確保ですが、まず防災のまちづくりにつきましては、津波防災施設などのハード整備はほぼ完了し、ソフト面である住民の防災意識の醸成等にも取り組んでまいりました。令和6年度の取組を記載していますが、広域防災拠点について、新たに沿岸12施設、内陸8施設を位置づけまして、計47施設となっています。

2つ目、交通ネットワークでは、三陸鉄道の運行再開支援、港湾の復旧に取り組んだほか、359キロにわたる復興道路が全線開通しております。

次に、右の暮らしの再建です。1の生活・雇用では、災害公営住宅の整備や住宅再建への支援等によりまして、応急仮設住宅の全ての入居者が恒久的な住宅に移行しております。

2の保健・医療・福祉では、「岩手県こころのケアセンター」、「いわてこどもケアセンター」におきまして、専門診療や相談対応を行っております。

4の地域コミュニティでは、生活支援相談員による見守りや福祉コミュニティの形成支援のほか、災害公営住宅における自治会の設立や運営等のサポートに取り組んでおります。

3ページを御覧ください。次に、なりわいの再生です。1の水産業・農林業については、漁船、漁港、農地などハード面の復旧整備は完了し、販路の拡大等にも取り組んでまいりました。令和6年度には、水産加工業者が他の企業と連携し、新たな事業展開を行うための補助金を新設いたしまして、6事業を採択したところです。

2の商工業では、施設・設備の復旧支援や金融支援等に取り組みまして、被災事業者の事業再開が進みましたが、その後の物価高騰や主要魚種の不漁などの厳しい経営環境によりまして、令和7年2月時点では、事業継続・再開した事業者の割合は65.8%となっております。

3の観光では、観光キャンペーンの展開や教育旅行の誘致等に取り組みまして、三陸地域の観光入込客数は、一時コロナ禍で大きく落ち込んだものの、令和6年には震災前の97.2%まで回復しております。

次に、右の未来のための伝承・発信です。1の事実・教訓の伝承では、東日本大震災津波伝承館に多くの方に御来館いただいております。開館丸6年となる今月、来館者数が130万人に達しております。また、いわて震災津波アーカイブをネット上に構築しまして、防災教育等での活用を促進しておりますほか、県立図書館に震災や防災の学び合いスペース「Iールーム」を開設し、児童生徒の学びを支援しております。

令和6年度には新たなウェブサイト、「I W A T E T S U T A E R U」を公開し、県内の伝承施設や体験プログラムを広く紹介し、教育旅行等での利活用を促進しております。

4ページを御覧ください。3、復興の主な課題・取組方向について、4本の柱ごとに記載しております。

まず、安全の確保ですが、1の防災のまちづくりでは、残る閉伊川水門の早期完成のほか、県民の防災意識の向上、実効的な防災・減災体制の整備などの取組を推進してまいります。また、移転元地につきましては、現在本県の利活用は約6割という状況ですので、復興庁とも連携しながら、市町村における利活用に向けた取組を推進してまいります。放射線影響対策としましては、除去土壌の処分、安全な県産食材等の供給、東京電力への損害賠償請求、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響への対応などに取り組んでまいります。

右の暮らしの再建です。1の生活・雇用では、「いわて被災者支援センター」におきまして弁護士等の専門家と連携しながら、被災者一人ひとりの状況に応じた生活再建を支援し

てまいります。

2の保健・医療・福祉では、「岩手県こころのケアセンター」における相談件数がいまだ年間1万件を超える状況でありますことから、「いわてこどもケアセンター」と併せて被災者に寄り添った支援を継続してまいります。

3の教育・文化・スポーツでは、教育委員会の調査によりますと、サポートが必要な児童生徒の割合は、沿岸部のほうが内陸部よりも高い傾向が続いておりますことから、スクールカウンセラーの配置などによりまして、丁寧な支援を継続してまいります。

4の地域コミュニティでは、災害公営住宅における住民が主体となったコミュニティの形成と活動の定着に取り組むほか、県営住宅を活用した移住・定住の促進に取り組んでまいります。

5ページを御覧ください。なりわいの再生です。1の水産業・農林業のうち特に水産業に関しましては、令和6年の水揚げ量は震災前と比較して、サケ0.5%、スルメイカ15.2%など大変厳しい状況が続いております。このため、主要魚種の資源回復、増加している資源の有効活用、新たな漁業・養殖業の導入の3つを大きな柱として、取組を推進します。また、水産加工業への支援として、新商品開発や販路開拓など、経営の維持・発展に向け、国の支援策と連動し、支援してまいります。

2の商工業では、グループ補助金や国の津波立地補助金の活用事業者に対してフォローアップを実施して、計画どおりの事業進捗に向け支援してまいります。また、企業誘致への支援として、沿岸地域の補助率をかさ上げした企業立地促進奨励補助金を活用して、沿岸市町村の企業誘致を支援します。

最後に、未来のための伝承・発信です。事実・教訓の伝承については、伝承館を拠点とした県内伝承施設を巡る機会の促進、創出など、事実・教訓の伝承に取り組むほか、各伝承施設や地域と連携した防災教育にも取り組んでまいります。

また、復興情報発信では、東日本大震災津波を語り継ぐ日の趣旨を広く普及しながら、支援への感謝、復興に取り組む姿、防災・減災の最先端地域としての三陸の姿を発信してまいります。

以上、これまでの主な取組と主な課題・取組方向について御説明いたしました。被災地におきましては、いまだこころのケア等の中長期的に取り組むべき課題が残されておりますことから、今後も市町村と連携しながら必要な取組を推進してまいります。また、国に対しては、被災地の状況を十分に踏まえて、被災地に寄り添った復興施策を推進していただくよう要望や提言を行ってまいります。

レポート本体には概要版以外の取組を含めまして詳しく掲載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。このレポートは、本日の委員会での御意見を踏まえまして、必要な修正を行った上で、年内には公表したいと考えておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小川智委員長 ただいまの説明に関して御意見、御質問等がございましたら挙手をお願いいたします。なお、御発言の際はお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤信逸委員 佐藤でございます。

先般の岩手日報さんの記事によりますと、こころのケア、子ども支援等は2026年度以降も復興事業として対応と報道されておりますが、コミュニティ形成支援事業について、来年度以降被災者総合交付金に変わるのだろうと思いますが、その財源措置はあるのでしょうか、まずそこをお聞きしたい。

○小川智委員長 それでは、事務局から。

○藤川復興防災部復興くらし再建課総括課長 復興くらし再建課です。

現時点では、国が示したところの基本方針におきまして、コミュニティ支援に係る事業の終了については明記されている状況にありませんので、具体的にはまだ図りかねるという状況です。

○小川智委員長 はい、佐藤委員どうぞ。

○佐藤信逸委員 コミュニティ形成支援事業は、我々にとっては非常に使い勝手のいい補助金であるわけですが、これを今後どういうふうにか考えるか、沿岸市町村単費でやれと、これなかなか大変なことでございます。県知事も今日おいででございますが、県としてコミュニティ形成支援事業に対する独自の支援補助等の新設等も踏まえ、一部継続もあるのでしょうか、そのところをぜひお願いしたい。

○小川智委員長 はい、どうぞ。

○藤川復興防災部復興くらし再建課総括課長 コミュニティ支援に関しましては、入居者の高齢化でありますとか、自治会の担い手となる現役世代の退去などによりまして、活動の維持が困難になっている自治会があるということで、それは非常に大きな課題として捉えています。

先日ニュースあるいは新聞報道でも事業の終了の見通しという形での情報を受けまして、災害公営住宅の住民の皆様は非常に寂しく不安に感じているという声が聞かれたところでございまして、県としてもしっかりとこれを受け止める必要があると考えております。

また、県としては災害公営住宅における現在の課題に対し、真に支援を必要としている人が取り残されることがないように今後においても支援が必要と認識しております。

先ほど申し上げたとおり、現時点では国が示した復興の基本方針におきましては、この事業の終了について明記されている状況にありませんが、個別事業の取扱いに関する国の動向を注視するとともに、県としてもどのような対応ができるのかということについて、市町村のニーズを踏まえまして、第2期復興・創生期間以降の具体的支援方法について検討しているところです。

○佐藤信逸委員 いずれにいたしましても、年々御夫婦どちらかがお亡くなりになってお一人になるという状況が出てくるわけでございますので、その辺もひとつ考えながら、自治体と相談しながらこの事業をぜひ進めていただきたいと、よろしくお願いいたします。

○小川智委員長 それでは、ほかの委員の方いかがでしょうか。

河東委員どうぞ。

○河東英宜委員 かまいしDMC代表の河東と申します。よろしくお願いいたします。

まず、なりわいの再生等の中で、我々観光業を営んでいるわけなのですが、防潮堤とインフラなんかがあるのですが、このインフラツーリズムということで今沿岸振興局さんには防潮堤を修学旅行、教育旅行とかで見せていただいたりしていて、非常に人気があるコンテンツでして、こういう形で今あるものを活用していくということが今できてき

ているのかなと思います。

そういう中で、水産アカデミーの記載が5ページにございましたが、ここでも水産業を志す人たちがいる中で、我々観光の人間がコマを持って、そこで観光について教えてほしいということで講義をしているのです。これも漁業だけではなくて、観光とのかけ合わせであるとか、こんなことを今後進めていかないと漁業者の所得アップとか、そういうほうになかなかつながらないのではないかなと思ひまして、ここに単になりわいの再生だけではなくて、新たな賃金上昇といってもなかなか難しいので、新たな関わりとかというのがもう少し入ってきてもいいのかなというふうにも思ひました。

人口減の中で、一人が二役とか三役とかしていかないとなかなか回っていかなかったりとか賃金上昇になっていかないとというような部分がありまして、庁内で観光と水産業をまたいだりであるとか、そういう部分の施策、これ予算とかではなくて簡単なことのような気もするので、そういうところをもう少し進めていただくと非常にありがたいなというふうに思ひます。どうもありがとうございます。

○小川智委員長 水産と観光に関わる場所ですけれども、何かコメントございますか。
はい、どうぞ。

○大森農林水産部副部長兼農林水産企画室長 農林水産部副部長の大森です。

まず、水産アカデミーですが、次代の漁業を担う人材の確保、育成に向けた取組ということで、今年度も9名の方がアカデミーで研修いただいております、修了生約40名が県内で漁業等に就業いただいております。地域を牽引する漁業就業者として中核となつていただきたいと思います。

一方で、観光との連携でございます。『海業』の取組では、ビジネスモデルづくりを推進しております。令和7年度におきましては、洋野町の種市地区で新たに振興計画を策定中です。令和5年度に振興計画を策定しました大槌町の吉里吉里地区ですとか、山田町の織笠地区では漁港を活用した漁業体験モニタリングツアーというのを実施するというところで、そういったビジネスモデルづくりが進んでいるところです。

あとは、昨年度から観光という連携もありますので、沿岸12市町村ごとに漁協や観光、水産関係の市町村職員の方と意見交換を開催しておりますほか、漁業者等を対象に県内外の先進事例を学ぶ『海業』シンポジウムといったものも開催しているところです。これから教育旅行の誘致とか、そういったもので漁業以外のところで観光と連携した取組というのが期待されておりますので、例えばみちのく潮風トレイルとの連携ですとか、様々な観光施策との連携を図りながら各地区での『海業』の本格実践、自走化が図られますよう県としても支援しているところですし、引き続き観光、その他の産業との連携をしっかりと県が中心となつて取り組んでまいりたいと思っております。

○河東英宜委員 ありがとうございます。教育旅行ですと広島の平和教育等、あるいは宮島での遊びみたいな部分と、やっぱりかけ合わせがあるように岩手県沿岸も防災教育と水産とか、そういうかけ合わせで教育旅行に呼びやすくなるのかなという部分がありますので、ぜひ引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○小川智委員長 よろしくお願ひします。

ほかの委員の方いかがですか。佐々木委員どうぞ。

○佐々木淳委員 漁業士会の佐々木です。今のやり取りを踏まえまして、現状の水産業関

係、海の状況とか、そういったのをちょっと御意見したいなと思いますので、お答えいただきたいなと思います。

最近、毎回自分が言っていましたけれども、環境の変化が激しく、数十年続いてきた従来の漁業経営が厳しくなっている中、新たな養殖業に着手して動き始めている漁業者もいます。それなりに行政からの応援もあるみたいですが、いろいろ遅過ぎて結局諦める漁業者も出てきております。例えば、新たな養殖種の中でムール貝やアサリといった二枚貝に関しては、安心・安全を徹底するための貝毒検査が必須ですが、この検査は毎週やらなければならない中、そこに係る費用が大きいと、赤字になってしまう現象も起きてきております。そこへの支援をお願いしたいです。本当に今すぐ必要なことでありますので、スピード感を持っていただけたらありがたいですね。

また、水産庁はじめ全国的に推奨されております、『海業』についてです。全国からのお客様やインバウンドといった形で、浜に観光客を呼び込んで展開しているところもありますが、浜のトイレが閉鎖されて使えない漁港があります。漁師を目当てにいらっしゃる方々以外の方の使用の仕方がひどいために閉鎖せざるを得なくなっているみたいですが、各地元のボランティア活動で掃除する方法しかないために、やる人がいないと閉鎖という形を取らざるを得なくなっているのです。これは、震災前から問題になっておりまして、震災後に新たな施設を作っていただいた時に、有料にして地元の清掃する方に還元できないか、市に相談したのですが、料金を取る形はできないという事で、そのままになっておりました。

今後、観光客を呼び込む『海業』をさらに発展させていくためにも、浜のトイレは必要不可欠であります。維持管理にかかる経費を支援していただく方法を検討していただきたいです。

○小川智委員長 いかがですか。

はい、どうぞ。

○大森農林水産部副部長兼農林水産企画室長 農林水産部副部長の大森です。

海洋環境の変化ということで、海水温の上昇とか、従来の漁業がなかなか立ち行かなくなっている状況、主要魚種のサケの不漁ですとか、貝毒の問題、非常に深刻な問題だと受け止めております。そうした中で、高水温に強いとされる、先ほども委員からお話もありましたが、サケの種苗生産の技術開発ですとか、今年度はワカメの高水温耐性種苗の開発ですとか、ヨーロッパヒラガキの種苗生産技術の開発などに取り組んでいるところです。

取組が遅いということで、叱咤激励のお話ということで受け止めさせていただきます。できるだけ早期に成果を得て、迅速な普及、それぞれの海の現場に展開できますようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

あと、『海業』の関係でお話がありましたトイレの問題とか、我々もすごく課題だと思っております。国へも財政支援などの拡充を要望しています。今日実は農林水産部の部長以下で農林水産省に来年度に向けて予算の継続ですとか拡充の要望にも参っておりますが、そういった機会も捉えまして、求められている部分の予算措置がしっかりとされますように我々もしっかり取り組んでまいりたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木淳委員 よろしく申し上げます。

○小川智委員長 他いかがでしょうか。

それでは、黄川田委員どうぞ。

○黄川田美和委員 お世話になっております。陸前高田まちづくり協働センターの黄川田と申します。

一番最初に、山田町の佐藤委員からコミュニティ形成支援に関わるところで御発言がありましたので、それに関わることを私からも1点確認をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

たしか岩手県では、被災地における復興コミュニティ形成活動を支援するためということで、専門家派遣というのを制度として持ち合わせていたかと思っております。これは、新しくコミュニティとして町内会、自治会を形成する際に活用できるものだったかと思うのですが、今後、町内会や自治会活動を継続していくためには、新しく立ち上がった町内会や自治会以外、既存の町内会でも活用できるような制度があるといいのかなと思ったので、1点質問させていただきました。

専門家派遣に関わりまして、既存の町内会等にも活用できる制度というのがあればいいなと思っております。

○小川智委員長 はい、いかがでしょうか。

○藤川復興防災部復興くらし再建課総括課長 復興くらし再建課です。

今いただいたようなお話については、まだ既存の制度というのがないために具体的な検討には至っていないところですが、いずれは市町村が主体となった自治会運営というのを構築することが必要と考えておりまして、県としましても市町村の一般施策への移行も見据えながら、先ほど冒頭に申し上げたとおり、市町村の意見もよく伺いながら、自治会に必要な支援というのを考えていきたいと考えています。

○黄川田美和委員 ありがとうございます。現在、少子高齢化ではなく、少子高齢社会にもう既に入っている段階と思っております。これまで町内会、自治会として運営をしていたところ、今まさに見直しが必要な時期に入っているなと感じております。各市町が取り組みやすいような形で県からぜひ後押しをしていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○小川智委員長 よろしく申し上げます。

他いかがでしょうか。

南委員どうぞ。

○南正昭委員 関連しまして、発言させてください。

長期のこと、15年近くにわたり振り返って見ますと、沿岸にあった地域コミュニティがこの復興に大きく寄与してきたことがはっきりしてくるわけですが、その小さなコミュニティでいろんなイベントを組んだり、震災の後に勉強会を開催したり、行政とともに復興を進めていく上での基盤づくりを進めることができた、それが住民と行政との間をやり取りしながら復興を進める力になってきたというところがあったと見受けられます。データとしても見られます。

お話ございましたようなコミュニティづくりというのを、そうした地域を強くして復興、そして今後の防災につなげるようなことになるように支援をお願いできたらというふうに思います。

もう一つ伝承に関することです。岩手県の東日本大震災津波伝承館、これも15年目を控えまして、入館者が定常化していく、減少化していくということがデータとして出ております。伝承館が出来上がったすぐの時からたくさんの人が訪れるというフェーズから、だんだん定常化、平準化していくということは予想されておりました。これは、一つの懸念でもあるわけですが、学校連携を進め学校子どもさんが必ず訪れるような機会をつくるなど、学びの場として、さらに活用していくことが重要と思われます。

そして、先ほどお話ありましたけれども、観光と防災、少し遠い関係のようですが、これ掛け合わせることで来ていただいて、学びの場として活用していただく。これから伝承のフェーズが変わっていくと思われますので、ぜひそのような手立てもお願いできたらと思います。

以上です。

○小川智委員長 2点ほどあったと思いますが、いかがでしょうか。

では、どうぞ。

○昆野復興防災部復興推進課総括課長 復興推進課の昆野です。

伝承に関しましてお答えをさせていただきます。伝承館については、非常に多くの方に来館していただいております。一方で、減少傾向にもあるというのは事実でございますので、魅力というか、伝えることのブラッシュアップについて今後も検討してまいりたいと思っております。

そして、学校との連携ということにつきましては、この後の報告でも御報告いたしますけれども、現在学び基金を活用した内陸の学校への復興教育の拡充を検討していますので、内陸の子どもたちが多く沿岸に訪れて学習し、また交流人口の拡大、観光面にも寄与できるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、伝承館は非常に多くの方に来館していただいておりますが、そのほかの伝承施設も巡っていただくということも課題と考えておまして、県庁内の各部局と連携しながらその方策について検討しているところでございます。

○藤川復興防災部復興くらし再建課総括課長 コミュニティの維持に関しまして、被災地における高齢化に伴いまして、自治会活動であるとか、見守りといったコミュニティ維持の持続が困難となっていると。多くは若い世代の担い手が不足しているという状況がございまして、そういった課題については、被災地もちろんですが、全県的な課題であると認識しておまして、高齢者を支えてくれる立場の若者がコミュニティから離れていってしまうという現状につきましては、なかなか即効性のある対応は難しいと認識していますが、復興政策だけではなくて、地域振興施策であるとか、福祉施策と協調して対策に取り組む必要があると考えておりますので、被災地の支援という切り口、支援の在り方につきましては、部局連携で意見交換、検討していきたいと考えております。

○小川智委員長 それでは、加藤委員どうぞ。

○加藤孔子委員 私は、未来のための伝承・発信について、先ほど南委員さんが話されたことに関連してお話をさせていただきます。

震災から14年半、もう15年に近くなっているのですが、その中で復興教育、防災教育というものが各学校では取り組まれていることだと思うのですが、それがしっかりと定着しているかどうかというところをお聞きしたいなと思っております。伝承

だけで終わっていないか、それから子供たちが防災教育、ただここに避難するんだよとか、そういうことだけを学ぶのではなくて、その根底にある郷土を愛する心というものが必要な気がして、先ほどから聞いておりました。といいますのは、人口減少になってきて、子どもたちが高校を卒業するとどんどん県外に出ていたり、地元から離れていく子どもたちが多くなっているのは当たり前のことなのですけれども、その子どもたちにもっと自分の地元を愛するということを教育でつなげていけば、伝承館と、それから学校とのつながりもそうなのですけれども、そういうところで子どもたちを育てていくことが大事なのではないかなと私は思っています。

防災教育、防災教育ということ、大事なのですけれども、その根底にあるものが忘れられていないかということを感じています。未来のための伝承発信であれば、未来を担う子供たち、ふるさとを担う子供たちをしっかりと育てていってほしいなというふうに思っております。

意見になってしまうのですけれども、はい。

○小川智委員長 教育関係ですね。

はい、どうぞ。

○駒込教育委員会事務局教育次長兼学校教育室長 教育委員会教育次長の駒込です。よろしくお願いします。

今お話ありましたとおり、震災以来学校では復興教育、防災教育に様々な形で取り組んでまいりました。ただ御指摘のあったように、それが伝承だけではなくて、地域を愛する心という点で、これは内陸、沿岸問わないのですけれども、この間に探究活動というのが各校で定着してまいりまして、復興教育、防災教育と併せて地域について学ぶという学習は確実に増えてきております。これが確実な成果になってくるかどうかは、またもう少し待たないといけないかもしれませんが、例えば大槌高校の取組であるとか、そういった高校まで、小中高と、そういった形で地域について学ぶ、そして地域を愛する心を育てるという活動をしてまいりましたので、そういう教育を今後とも続けてまいりたいと考えております。ありがとうございました。

○小川智委員長 それでは、時間の関係であと1件ぐらいはお受けできるのですけれども。それでは、佐藤委員どうぞ。

○佐藤信逸委員 陸前高田の伝承館、これは確か作る時に県では、沿岸へのゲートウェーと、入り口だということで作ったわけでございます。先ほど南先生のお話のとおり少し来館者が減少しているところでございますが、それでもある一定程度来ていると。そこに来て、その方々が、来ている方々が今度どういように流れて移動しているのかというところは、県では把握しているのでしょうか。

○小川智委員長 人流に関わる場所ですけれども。

○昆野復興防災部復興推進課総括課長 伝承館のその後の周遊ルートにつきましては、最近では調査してはございませんけれども、過去には来館者に対してアンケートを行いまして、どこを見てどう回ってきたのかというのを調査しております。改めて、そういったことについても必要性を検討してまいります。

○佐藤信逸委員 ぜひゲートウェーとして沿岸を、三沿道ができたわけですから、そういうふうな機能を十分に発揮するようなものにして、作っただけではなく、その後の流れと

いうものもしっかりと把握したほうが大変我々にとってもありがたいデータになると、そう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○小川智委員長 リモート参加のお二方はよろしいですか。

それでは、委員の皆さんからの御意見が幾つか出ましたし、お答えもいただきましたが、それらを考慮してレポート最終版へとつなげていただければと思います。

それでは、議事、次第の2の「いわて復興レポート 2025 について」はこれで終了させていただきます。

3 報 告

(1) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針について

(2) 「いわての学び希望基金」の対象事業等の拡大について

(3) 大船渡市林野火災への対応について

○小川智委員長 続きまして、議事3の報告に入ります。報告は(1)、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針について、(2)、「いわての学び希望基金」の対象事業等の拡大について、そして(3)、大船渡市林野火災への対応について、一括して事務局から説明をお願いします。

○昆野復興防災部復興推進課総括課長 それでは、まず資料2を御覧いただきたいと思います。「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針について御報告をいたします。

国では、東日本大震災の発災以降5年ごとの期間を設けながら様々な復興施策を講じていただいております。本年度は、第2期復興・創生期間の最終年度に当たります。今年6月20日に、次の第3期復興・創生期間における復興の基本姿勢等を定めた基本方針が閣議決定されましたので、その概要について報告をいたします。

まず、基本方針の前文では、次の5年間、令和8年度から令和12年度を第3期復興・創生期間として、引き続き現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら復興に向けて総力を挙げて取り組んでいくとの姿勢が示されております。

次に、各分野における取組ですが、1ページ下段のイ、原子力災害地域を御覧ください。この部分は、大部分の項目は、大部分が福島県、今後復興が本格化する福島県を対象とした記述となっておりますが、一部本県に関する記述もございまして、その部分を抜粋しております。

①のALPS処理水では、矢印の2つ目、風評被害等に対する不安に対処し、廃炉及びALPS処理水の処分が完了するまで、政府全体として全責任を持って取り組んでいくとされ、3つ目では、「三陸・常磐もの」を始めとする水産物の国内消費拡大等に向けた各種支援策を実施するとされております。

2ページを御覧ください。②、環境再生では、除去土壌や指定廃棄物の処分に向けた取組を進めるとされております。③、農林水産業の再建では、原木シイタケ等の産地再生に向け、取組を進めるとされております。

次に、ウの地震・津波被災地域ですが、この項目は主に岩手県と宮城県を対象とした記

述となっています。前文では、ハード整備や住まいの再建、産業・生業等に関しては、第2期復興・創生期間の終了までにノウハウの被災団体等への継承や政府全体の施策との連携を促進するとされております。①、ハード整備は、速やかに完了させた上で支援を終了するとされております。

そして、本県の復興の中長期的な課題であります②のところ、心のケア等の被災者支援や被災した子どもに対する支援につきましては、引き続き必要な支援が行えるよう政府全体の施策への移行により対応するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で復興施策による対応も行うとされたところです。

3ページを御覧ください。③、住まいとまちの復興では、災害公営住宅の家賃低廉化事業について、補助率、補助期間を維持し、補助率のかさ上げ措置を管理開始後10年間継続するとされました。移転元地や区画整理地の活用を支援する土地活用ハンズオン支援については令和7年度で終了し、市町村等へのノウハウの継承のほか、土地活用に向けた事例紹介や助言等を行うとされました。

④、産業・生業です。グループ補助金については、これまで復旧を行うことができなかった事業者に限り支援を継続するとされ、またグループ補助金に関連する貸付制度については、返済に関する相談や償還猶予の申請に対して柔軟な対応を行うとされました。津波立地補助金については、令和7年度で終了するとされ、復興特別区域法による金融の特例については、令和7年度末までに認定を行った事業に限り支援を継続するとされました。そして、一番下の矢印でございます。本県では、水産業の不振が復興の中長期的な課題となっておりますが、基本方針では水揚げの回復や、水産加工業の売上げの回復といった課題に対し、関係省庁が引き続き支援するほか、気候変動の影響による主要魚種の不漁等の全国的な環境変化に対しても、政府として対応していくとされました。

⑤、地方単独事業等は、被災市町村における職員派遣ですとか、震災復興特別交付税制度を指しますけれども、先ほどの心のケアと同様に、真に必要な範囲で復興施策により対応するとされました。

⑥、地方創生との連携強化では、人口減少や産業の空洞化といった課題を抱える「課題先進地」である被災地では、政府全体の施策の総合的な活用が重要であり、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図るとされております。

4ページを御覧ください。復興の推進体制の②、復旧・復興事業の財源等ですが、令和8年度から5年間の復旧・復興事業の規模は1.9兆円程度と見込まれております。なお、ここに記載はございませんが、このうち岩手県及び宮城県の事業規模はそれぞれ0.1兆円程度、福島県は1.6兆円程度とされております。令和12年度までの20年間の事業規模は34.9兆円程度と見込まれまして、これに伴う財源の確保も見込まれております。

④、組織については、原子力災害地域、福島県については、必要な体制を福島復興局内に整備するとされ、地震・津波被災地域については、必要な体制を復興庁内に整備するとされました。その後、8月29日に、下の点線枠囲みのとおり、復興庁から発表がありまして、岩手県と宮城県については、岩手、宮城復興局から本庁が直接支援する体制に移行するとされました。

以上、国の復興の基本方針について御報告いたしました。令和8年度以降の個別事業の具体的な内容については、今後各省庁において調整が進められ、提示されるものと考え

ております。県としてはその状況を注視し、必要に応じて国に対し予算の確保を求めていくとともに、市町村と連携しながら残された課題への対応を進めてまいります。

続いて、資料3を御覧いただきたいと思います。「いわての学び希望基金」の対象事業等の拡大について御報告をいたします。この基金は、震災により著しい被害を受けた子どもたちの就学の支援と教育の充実のため、平成23年6月に創設したものです。

1ページに記載のとおり、これまで日本全国や海外から本基金に対し約108億円もの寄附を頂いております。震災で親を失った子どもは、本県では584人に上ります。こうした遺児・孤児を中心とする沿岸地域の子どもたちを対象として、これまでに本基金を活用して約63億円の支援事業を実施しております。

(4)に代表的な支援内容を記載していますが、社会に巣立つまでの奨学金の給付ですとか、教科書の購入費支援、部活動や文化活動に必要な交通費の支援などを行っておりまして、また沿岸地域の各学校における岩手の復興教育にも本基金を活用しております。

2ページを御覧ください。このように基金を活用しまして、子どもたちへの様々な支援を実施しているところですが、震災から14年が経過し、教育環境の変化や震災の経験がない世代が増加するなど、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、こうした変化に柔軟に対応できるよう、現在新たな支援事業への基金充当について検討を進めております。

3番の検討の経過でございます。対象事業の拡大に当たりましては、寄附者の思いを踏まえて対応する必要があると考えまして、多額の寄附をいただいた方ですとか、継続して寄附をいただいている方を対象として、沿岸部の子どもたちへの支援事業の拡大と内陸部の子どもたちを新たに支援対象とすることの可否について御意見を伺いました。

4の寄附者への意見聴取結果でございます。沿岸部の子どもたちへの支援事業の拡大については、こころのケアなどの子どもたちへの直接的な支援に対して基金を充当してもよいという意見を多くいただきました。また、内陸部の子どもたちを支援対象とすることについてもおおむね賛同いただきまして、対象事業としては震災伝承・通学費補助・こころのケアに対して基金を充当してもよいという意見を多くいただきました。

また、その他の意見として、複数の寄附者から県の一般財源で負担すべき費用には基金を用いないようにしてほしいという意見、また子どもたちが成長し、前進できる支援に活用してほしいといった意見をいただきました。

3ページを御覧ください。これらを踏まえた検討結果ですが、対象事業の拡大の方向性として、寄附者からおおむね半数以上の賛同を得られた事業について、新たに充当対象事業とする。ただし、一般財源の振替に該当するような事業については対象外とするとしております。

(3)の事業別一覧は、この方向性を基に個別事業の基金充当の可否を表にしたものです。まず、アの現行において基金を充当している事業については、今後も継続して費用を充当いたします。次に、イのその他の事業ですが、表の上段、沿岸部の子どもたちへの支援については、震災伝承・発信と通学費補助については、今後も継続して基金を充当し、加えて右の三つの事業に新たに基金を充当したいと考えております。

まず、こころのケアは被災による影響を受けた子どもたちのこころのケアに資する取組。教育設備充実は、沿岸部の地域特性を生かした教育を推進するための設備整備。教育環境

充実、地理的条件などによる内陸部との学習や体験機会の差を縮小させるための取組となっております。

次に、下段の内陸部の子どもたちへの支援ですけれども、震災伝承・発信事業に新たに基金を充当したいと考えております。これによりまして、内陸部の子どもたちが沿岸被災地域を訪問して学ぶ復興教育の拡充を図りたいと考えております。

なお、内陸部を対象とした通学費補助とこころのケアについては、寄附者から一定の賛同がありましたけれども、既に国等の一般施策によって措置されておりますことから、これらに基金を充当することは一般財源振替に該当することから、対象外としています。また、内陸部を対象とした教育設備充実、教育環境充実については、寄附者の賛同がなかったことから、対象外としております。

4 ページには、参考としまして現在の基金条例を掲載しています。今後対象事業の拡大に対応した条例改正案を 12 月議会に提案し、令和 8 年度当初予算案に拡充事業を盛り込むよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上で、いわての学び希望基金についての報告を終わります。

○山本復興防災部危機管理室特命参事兼企画課長・林野火災復旧復興推進課長 復興防災部企画課長の山本と申します。林野火災復旧復興推進課長を兼務してございます。大船渡市林野火災への対応については、私から御説明をいたします。

資料 4 を御覧いただきたいと思います。県では、知事を本部長とする大船渡市林野火災復旧復興推進本部を設置しまして、全庁挙げて対応している状況でありまして、その本部会議資料となります。

9 月 16 日に第 5 回の本部会議を開催しておりまして、下線部は 6 月開催の第 4 回会議からの変更箇所となります。最近の動きであるとか数値更新と捉えていただければと思います。

1 ページ、まず被害状況でありますけれども、延焼範囲は約 3,370 ヘクタール、平成以降国内最大規模の林野火災となっております。1 名がお亡くなりになりまして、家屋被害は全体 54 棟含む住家被害が 90 棟など 226 棟の被害となっております。右側が産業等被害になりますけれども、いまだ森林被害が調査中となっておりますけれども、農林水産業、商工観光業など、次のページに額が記載されておりますが、現時点で 39 億 4,000 万円の被害を確認している状況です。

3 ページからが対応状況になります。県では、くらしの再建、なりわいの再生、インフラの整備といった 3 本柱で取組を進めているところであります。くらしの再建では、避難所運営支援でありますとか義援金の受付・配分、次のページになりますが、応急仮設住宅の整備等を行ってきたところであります。建設型の応急仮設住宅には発災約 80 日後の 5 月 17 日に入居を開始しておりまして、現在みなし仮設住宅などを含め 55 世帯が入居している状況です。

5 ページにお進みください。被災者向けに住宅再建支援制度説明会などを開催しております。

次の 6 ページに参りまして、中ほどの表ですが、被災者生活再建支援金につきましては、対象と見込んでいる 55 世帯のうち 52 世帯への基礎支援金の支給を行っております。

7 ページに進んでいただきまして、公費解体につきましては、下の箱囲みのとおり、8

月末時点で 220 棟の申請に対し 76 棟の解体着手に着手、16 棟の解体が終了しておるとい
う状況になります。引き続きこころのケアでありますとか住宅再建に向けた支援などに取
り組んでいます。

9 ページからがなりわいの再生に向けた支援になります。農林事業者、水産事業者とも
被害の全容把握はおおむね完了しておりまして、年度内の事業完了に向けて、農業機械、
林業機械等の整備、それから水産業共同利用施設の復旧などに大船渡市や事業主体と連携
をして取り組んでいるというところになります。

11 ページが商工観光業になりますけれども、被災した施設・設備の復旧支援や資金繰り
支援に市や大船渡商工会議所とともに取り組んでいるところであります。

12 ページになりますが、こちらが物産展への出展支援や復興情報、観光情報への発信に
ついての取組でありまして、沿岸広域振興局を中心に取り組んでいるところであります。

14 ページ、ここからがインフラの整備、再生に向けた取組になります。大規模に山林が
焼損したため、保水力も低下しているということで、降雨による災害に備えるため、29 か
所に大型土のうを設置したほか、治山ダム、砂防堰堤、計 14 か所の設計を進めておりまし
て、設計が完了した箇所から順次工事を発注することとしております。

15 ページが森林の復旧に対する取組となります。現在 239.84 ヘクタールの災害査定が
終了しておりまして、森林所有者向けの説明会も行われているところです。焼損した 3,740
ヘクタールの約半分が人工林でありまして、被害調査の進捗に基づき順次計画量を追加し、
対応していくこととなります。被害木の利活用も重要でありまして、関係者間の情報共有
や民間企業等への販路開拓等を実施しているというものです。

16 ページが漁港施設、みちのく潮風トレイル、共聴施設について記載をしている部分で
あります。

今後とも大船渡市をはじめ関係機関と連携しながら被災者の暮らしの再建、なりわいの
再生、森林等の早期復旧などインフラの整備に取り組んでまいります。

私からの説明は以上となります。

○小川智委員長 ただいまの説明に関して御質問等がございましたら挙手をお願いします。
今回も発言の際にはお名前をおっしゃってください。よろしいですか。

では、谷村委員をお願いします。

○谷村邦久委員 商工会議所の谷村です。

震災の復興のことについては詳細に書いているのですがけれども、また起こる可能性もあ
るわけですから、消防自動車の増強だとか、あるいはヘリコプターの整備だとか、そうい
ったことは考えていないのでしょうか、自衛隊さんとも関係してくるかもしれないけれ
どもね。

○小川智委員長 御質問ですけれども、何かお答えはありますか。

○戸田復興防災部副部長兼消防安全課総括課長 復興防災副部長兼消防安全課総括課長の
戸田と申します。

新たな機材の整備ということでございますけれども、今回の大船渡の林野火災を受けまし
て、消防庁で検討会を開いてございまして、先月、報告書が出来上がってまいりまして、
その中で整備の充実について消防庁で検討していくということがございましたので、そ
の辺も踏まえながら検討していきたいと考えています。

○**谷村邦久委員** 消防庁長官が岩手出身の方が就任されましたので、理解してもらういい機会ではないのかなと思って発言させていただきました。

○**小川智委員長** ありがとうございます。

他いかがですか。特によろしいですか。

リモートのお二方も特によろしいでしょうか。

それでは、御質問がないようですので、報告につきましてはこれで終了をさせていただきます。

4 その他

○**小川智委員長** それでは、その他として、最後に皆様から何かございましたら御発言をいただきたいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

では、南先生どうぞ。

○**南正昭委員** 交通ネットワークが新たに整備されて広がり、この到達圏が変わってきているところがあって、消防もそうでしょうし、医療あるいは生活圏、そういうものが大きく変わりました。特に沿岸部において三陸沿岸道ができましたので、隣町が非常に近くなり、生活圏が大きく変わりました。復興から次の地域の形が新しくなっていくと思いますので、これまでの仕組みに加えて、総合計画になるかもしれませんが、新たな在り方をつくってほしいと思います。未来に向けた希望です。

○**小川智委員長** ありがとうございます。

ほか何か御意見ございませんか。

それでは、田中委員どうぞ。

○**田中宣廣委員** 私は、昨年度からこちらの会議に参加させていただいておりまして、発言するのは初めてでございますけれども、岩手県立大学宮古短期大学部学部長の田中です。よろしくお願いいたします。

それから、2009年から宮古短期大学部で学生赤十字奉仕団を主宰しております。その中で、当然2011年の震災の後には、こちらの支援に関わっているわけですが、被災地内に存在するただ1つの青年赤十字ということで、そちらで活動をしていました。

現在も多くの学生会員と一緒に活動しているわけですが、その一番大きな柱は、公的な被災者と認められない、「認識されない被災者」と私は呼んでいるのですけれども、そちらの被災者に対する支援、例えば本日の資料3番の3ページの横の表のこのところのケアの上の段に「被災による影響を受けた子どもたち」とありますけれども、こちら多くは家族を失ったとか、自宅を失ったとか、そのような人たち、子どもたちなのですが、私どもの学生の中には、自分のふるさとが失われた、あるいは友人が亡くなった、それで非常に深刻な精神的な打撃を受けている学生もいまして、そこから取り組んでまいりました。

私は、それを「認識されない被災者」と呼んでおりまして、これに関する文書も日本赤十字社の国際部を通じまして、復興レポートに載せていただいております。そんなに長い英語が書けないと言いましたら、国際部で全部英語に翻訳するからということで、お言葉に甘えまして載せていただいております。

こちらの復興委員会でも、「認識されない被災者」というのがまだまだ現実に存在するの

だということをぜひ御理解いただきたいと思います。なかなかそちらというのは認識されていないわけですから、気持ちが回らないかもしれませんが、今後種々の面で意識をされることを望みます。

○小川智委員長 ありがとうございます。こころのケアの場合は線引きが非常に難しいので、その辺も我々は認識すべきだと感じました。ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

どうぞ、それでは河東委員。

○河東英宜委員 釜石DMC、河東と申します。

93 ページに第2期復興推進プランの指標一覧というのがございまして、93 ページのところなのですが、ここの指標の123、124、125 というところなのですが、自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合というのがあって、小学校、中学校がDということなのですが、これDなのですが、高校になるとAになっているのです。これすごく成果といえば成果のような気もするのですが、どのようにして、そもそもAだったのか、何か伸びてAになったのか、あるいはこのDに対してどのような取組があるのか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

○小川智委員長 これは解析されていると思いますが、コメントお願いできればお願いします。

○駒込教育委員会事務局教育次長兼学校教育室長 具体的な背景について本日持ち合わせておりませんが、高校について伸びているのは、先ほど言ったこの10年ぐらいのところで、高校生の地域に対する思いというのは大分変わってきていることは、探究とかの活動ですね、それが作用しているのではないかなと思います。

小中学校につきましては今後、先ほども御指摘あったように、自分の地域を愛する心というのを引き続き育ててまいりたいと考えております。

○河東英宜委員 やっぱりどうしても人口減なので、地域が好きにならないと戻って来られないということでございますので、非常によい取組なのではないかなというふうに思います。ありがとうございます。

○小川智委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から最後に何かございますでしょうか。

お願いします。

○大畑復興防災部長 復興防災部長の大畑でございます。私から委員の任期につきまして、お知らせをさせていただきます。

委員の皆様方の任期でございますが、本年10月31日までとさせていただきます。これまで皆様方のお力添えをいただきながら、オール岩手で復興に取り組むとともに様々御意見をいただきながら復興の取組を推進してきたところであります。改めまして、皆様方の御尽力、御協力に感謝を申し上げます。

次期委員の就任手続については、今後進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○小川智委員長 よろしく申し上げます。

それでは、本日の議題は以上となります。

5 知事総評

○小川智委員長 最後に、達増知事から本日の委員会全体への総評をお願いします。

○達増知事 ありがとうございます。本日は委員、そしてオブザーバーの皆様、お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会では、これまでの復興の取組状況を取りまとめた「いわて復興レポート2025」について御審議をいただきました。これまでに復興道路などが完成し、防潮堤などの津波防災施設は、計画された事業あと1か所で全てが完成となります。

一方、被災者の心のケアなどの一人一人の状況に応じたきめ細かい支援やなりわいの再生に中長期的に取り組んでいく必要があります、日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震に備え、関係機関と連携して、防災・減災対策を進める必要があります。

また、本年6月に閣議決定された国の復興の基本方針の見直しについて説明がありました。今回国が見直した基本方針では、心のケア等の被災者支援や水産業について関係省庁が引き続き支援することが明記され、これまで強く訴えてきた本県の働きかけに答えていただいたものと考えております。

いわての学び希望基金につきましては、現在も全国の皆様から多大な御寄附を頂いております。将来地域の担い手となる子どもたちがしっかり学べる環境をつくること、そして今後の大規模災害に備え、震災から得た教訓を子供たちに伝えていけるよう、引き続き御寄附いただいた皆様の御意向に沿いながら基金を活用してまいります。

大船渡市山林火災への対応につきましては、東日本大震災津波からの復興と同様に、地元の底力に加えて、全国に広がるつながりの力を復興の力にしていくということが基本だと考えております。開かれた復興として全国からの力を頂きながら、「ビルド・バック・ベター」、以前よりよくする復興を進めてまいります。東日本大震災からの復興、全体に共通する方向性であります。

本日委員の皆様からいただきました御意見を生かして、第2期復興推進プランに基づいて施策を推進してまいります。委員の皆様方には引き続き御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、今回は現任期間中の最後の委員会でありまして、改めて委員の皆様方の御尽力に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

○小川智委員長 達増知事ありがとうございました。

それでは、本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

○北島復興防災部副部長兼復興危機管理室長 委員の皆様、本日は御議論いただきまして誠にありがとうございました。

6 閉 会

○北島復興防災部副部長兼復興危機管理室長 本日の委員会はこれをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございました。